

介護老人福祉施設重要事項説明書

< 令和 7 年 4 月 1 日 現在 >

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-3984-7477(受付時間 月～金曜日 8:30～17:30)

担当 生活相談員

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 特別養護老人ホーム シオンとしまの概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム シオンとしま
代表者役職・氏名	施設長 高橋 大
所在地	東京都豊島区池袋1丁目4-11
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (東京都 第 1371602077 号)

(2) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護支援専門員	1名		施設職員の管理・業務全般の把握、その他の管理を総括的に行い、運営上の規定・基準等を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。	1名
医師	医師		1名以上	要介護、要支援者の保健医療上の専門的管理と指導を担当する。	1名以上
生活相談員	介護支援専門員	1名以上		利用者並びにご家族の生活上相談、行政との連携及びボランティアの指導等を担当する。	1名以上
管理栄養士	管理栄養士	1名		利用者の食事について、栄養や嗜好を充分考慮して献立を作成し、調理給食の管理や運営指導等の業務を担当する。	1名
機能訓練指導員	理学療法士		1名以上	利用者の運動機能や日常生活動作の向上、改善を中心とする機能訓練や指導及びプログラミング等を担当する。	1名以上
介護支援専門員	介護支援専門員	1名以上		施設サービス計画の作成・管理・指導に係る業務を担当する。	1名以上

事務職員	1名以上	報酬請求及び経理業務に加え、賃金・保険取得喪失に関する業務に加え、管理者の指導監督のもと、運営に関する業務を担当	1名以上
看護師(又は准看護師)	3名以上	医師の指示に従い、利用者の身体状況を把握して、病状等にふさわしい看護と介護並びに機能訓練その他必要な医療サービスを担当する。	3名以上
介護職	19名以上	利用者が快適な生活を送れるよう、食事・入浴・おむつ交換等、きめ細かな日常生活上のサービスを担当する。	19名以上

(3) 設備の概要

定 員	64名	静 養 室	1	
居 室	4人部屋	13室(1室12㎡)	医 務 室	1
	2人部屋	3 室(1室12㎡)	食 堂	3
	個 室	6 室(1室15～18㎡)	機能訓練室	1
浴 室	一般浴槽/特殊浴槽 があります。	談 話 室	3	

3. サービス内容

①施設サービス計画の作成

- ・利用者が、日々の生活を快適に安心して過ごせるようなケアの提案を目的とした、個別の施設サービス計画を作成します。

②食 事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮して食事を提供します。食事は、原則として下記時間に各階の食堂にておとりいただきます。又、管理栄養士・栄養士は、利用者の栄養管理・栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行います。

朝食:8:00～8:30 昼食:12:00～12:30 夕食:18:00～18:30

③入 浴

- ・原則、週2回入浴を行います。状態に応じ特別浴又は清拭を行います。
- ・寝たきりの方でも、機械浴を使用して入浴することができます。

④介 護

- ・利用者の自立支援と日常生活の充実のため、利用者の病状及び心身に応じた介護を、「施設サービス計画」に基づいて実施します。又、着替え・排泄・おむつ交換・体位変換・シーツ交換・食事介助等のサービスを行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員等により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送る為に必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥生活相談

- ・利用者は、当施設の提供する介護保険施設サービスに対しての要望又は苦情等について、生活相談員に申し出ることができます。

⑦健康管理

- ・医師や看護職員が健康管理を行います。
- ・利用者に年1回健康診断を行います。
- ・嘱託医師により、毎週決められた日時に診察や健康相談サービスを受けることができます。
- ・医療の必要性の判断は、嘱託医師または協力医療機関等の医師が行います。
- ・医療が必要と判断された場合は、速やかに医療機関に通院もしくは入院していただきます。
- ・通院や入院及び緊急受診等をされた場合、主治医より治療上の判断を求められる事がありますので、利用者及びご家族には責任を持って対処していただきます。その際、可能な範囲でご相談に応じさせていただきます。

⑧特別食の提供

- ・利用者のご希望に基づいて、行事食等の特別な食事を提供します。

⑨理美容サービス

- ・理美容師の出張による理髪サービス(調髪・顔剃・洗髪)をご利用いただけます。

⑩行政手続き代行

- ・利用者が希望する場合は、要介護度認定の申請等の行政手続きの相談に応じます。又、可能な限り利用者にとって代わって手続き代行サービスを行いません。

⑪趣味活動

- ・利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。その場合、材料代等の実費をいただきます。

⑫生活支援

- ・行政手続きの代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は生活相談員にお申し出下さい。但し、手続きに係る経費はお支払いいただきます。
- ・年金や通帳等、金品に関する管理を申し込む事ができます。但し、別途管理代金が発生いたします。
- ・利用者又はご家族のご希望により、日用品購入代行サービスを行います。但し、購入代金は自己負担していただきます。
- ・月に2回の理美容のサービスを行っています。但し、料金は別途かかります。ご希望される場合は事前にお申し出下さい。
- ・散歩や買い物等、近隣への外出付き添いサービスを適時行います。
- ・季節ごとの行事を行います。行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。詳細は毎月の広報誌等でご確認いただけます。

⑬褥瘡・感染症予防および事故対策

- ・利用者が、安全かつ適切に介護・医療の提供を受ける事が出来るよう体制を整備します。
- ・体制の整備として、事故発生の防止及び発生時対応の指針・褥瘡対策指針・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の対策指針を作成し、指針に則った業務の遂行及び職員の知識・技術向上に努めております。
- ・感染症対策については、取り組みの徹底を図る観点から、訓練(シミュレーション)の実施を行います。

⑭業務継続に向けた取り組み

- ・感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を整備します。
- ・体制の整備として、感染症又は災害発生時対応の事業継続計画を策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施をします。

⑮認知症対応の強化

- ・介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者については、認知症介護基礎研修を受講させ、最低限必要な知識・技能を修得させます。

⑯ターミナルケア

- ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等に沿った取組を行います。
- ・施設サービス計画(看取りサービス計画)の作成にあたり、利用者本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めます。

⑰虐待の防止のための措置

- ・事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用できるものとする。)を定期的で開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ・事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ・事業所において、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施します。
- ・前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く事とします。

⑱身体拘束の適正化を図るための措置

- ・事業者における身体拘束の適正化を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用できるものとする。)を定期的で開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ・事業所における身体拘束の適正化のための指針を整備します。
- ・事業所において、介護職員その他の職員に対し、身体拘束の適正化のための研修を定期的に(年2回以上)実施します。

4. 利用料金

(1)基本料金

介護保険給付の扱いに応じて、要支援者から要介護度区分及び利用される居室タイプごとの料金区分になりますのでご了承ください。又、入所後1ヶ月間に限り割増料金(初期加算1日32円)を頂戴いたします。

『基本料金一覧』

介護度	負担割合	居室種別	介護費		居住費		食費		基本料金の合計	
			1日	1月(30日)	1日	1月(30日)	1日	1月(30日)	1日	1月(30日)
要介護1	3割負担	個室	1,926	57,780	1,231	36,930	1,565	46,950	4,722	141,660
		多床室	1,926	57,780	915	27,450			4,406	132,180
	2割負担	個室	1,284	38,520	1,231	36,930	1,565	46,950	4,080	122,400
		多床室	1,284	38,520	915	27,450			3,764	112,920
	1割負担	個室	642	19,260	1,231	36,930	1,565	46,950	3,438	103,140
		多床室	642	19,260	915	27,450			3,122	93,660
要介護2	3割負担	個室	2,154	64,620	1,231	36,930	1,565	46,950	4,950	148,500
		多床室	2,154	64,620	915	27,450			4,634	139,020
	2割負担	個室	1,436	43,080	1,231	36,930	1,565	46,950	4,232	126,960
		多床室	1,436	43,080	915	27,450			3,916	117,480
	1割負担	個室	718	21,540	1,231	36,930	1,565	46,950	3,514	105,420
		多床室	718	21,540	915	27,450			3,198	95,940
要介護3	3割負担	個室	2,393	71,790	1,231	36,930	1,565	46,950	5,189	155,670
		多床室	2,393	71,790	915	27,450			4,873	146,190
	2割負担	個室	1,595	47,850	1,231	36,930	1,565	46,950	4,391	131,730
		多床室	1,595	47,850	915	27,450			4,075	122,250
	1割負担	個室	797	23,910	1,231	36,930	1,565	46,950	3,593	107,790
		多床室	797	23,910	915	27,450			3,277	98,310
要介護4	3割負担	個室	2,622	78,660	1,231	36,930	1,565	46,950	5,418	162,540
		多床室	2,622	78,660	915	27,450			5,102	153,060
	2割負担	個室	1,748	52,440	1,231	36,930	1,565	46,950	4,544	136,320
		多床室	1,748	52,440	915	27,450			4,228	126,840
	1割負担	個室	874	26,220	1,231	36,930	1,565	46,950	3,670	110,100
		多床室	874	26,220	915	27,450			3,354	100,620
要介護5	3割負担	個室	2,848	85,440	1,231	36,930	1,565	46,950	5,644	169,320
		多床室	2,848	85,440	915	27,450			5,328	159,840
	2割負担	個室	1,898	56,940	1,231	36,930	1,565	46,950	4,694	140,820
		多床室	1,898	56,940	915	27,450			4,378	131,340
	1割負担	個室	949	28,470	1,231	36,930	1,565	46,950	3,745	112,350
		多床室	949	28,470	915	27,450			3,429	102,870

※上記特定入所者介護サービス費表は令和6年8月1日以降の表となります

- 注1) 対象事由に該当する場合は、個室を利用されている場合でも多床室扱いとして基本料金を請求させていただきます。
- 注2) 食費・居住費のご請求は日割り計算とさせていただきます。
- 注3) 入所期間中に、入院又は自宅等に外泊した期間の取扱いについては、介護保険法(給付の扱い)に則った料金として一律該当居住費/日を請求させていただきます(特に、外泊時においても居住費は頂戴いたしますのでご留意下さい)
- 注4) 食費は、食材料及び調理に係る費用として頂戴いたします。
- 注5) 施設の体制が加算取得に該当する場合、あるいは、加算対象に該当するサービスの提供を行った場合に、下記料金を頂戴いたします(左側 1割負担/ 中央 2割負担/ 右側 3割負担 計算時、小数点以下切り上げ)。

※ 初期加算 32円/日 65円/日 98円/日
 施設入所後及び病院又は診療所へ30日以上入院後に再入所した場合、30日に限って上記施設利用料に1日あたり32円/65円/98円加算されます。

※ 退所時等相談援助加算
 退所時に指導等を行った場合、下記の料金が加算されます。

①退所前訪問相談援助加算	501円/回	1,002円/回	1,504円/回
②退所後訪問相談援助加算	501円/回	1,002円/回	1,504円/回
③退所時相談援助加算	436円/回	872円/回	1,308円/回
④退所前連携加算	545円/回	1090円/回	1,635円/回

※ 利用者が、入院した場合又は居宅への外泊をされた場合、1月に6日を限度として外泊等の初日と最終日以外は、上記施設利用料に代えて268円/日 536円/日 804円/日

※ 経口移行加算	30円/日	61円/日	91円/日
※ 経口維持加算Ⅰ	436円/月	872円/月	1,308円/月
※ 経口維持加算Ⅱ	109円/月	218円/月	327円/月
※ 療養食加算	6円/回	13円/回	19円/回
※ 日常生活継続支援加算	39円/日	78円/日	117円/日
※ 看護体制加算Ⅰ	4円/日	8円/日	13円/日
※ 看護体制加算Ⅱ	8円/日	17円/日	26円/日
※ 若年性認知症入所者受入加算	130円/日	261円/日	392円/日
※ 口腔衛生管理加算Ⅰ	98円/月	196円/月	294円/月
※ 口腔衛生管理加算Ⅱ	119円/月	239円/月	359円/月
※ 夜間職員配置加算Ⅰ	14円/日	28円/日	42円/日
※ 夜間職員配置加算Ⅲ	17円/日	34円/日	52円/日
※ 看取り介護加算(Ⅰ)			
死亡日以前31日以上45日以下	78円/日	156円/日	235円/日
死亡日以前4日以上30日以下	156円/日	313円/日	470円/日
死亡日の前日及び前々日	741円/日	1,482円/日	2,223円/日
死亡日	1,395円/日	2,790円/日	4,185円/日
※ 看取り介護加算(Ⅱ)			
死亡日以前31日以上45日以下	78円/日	156円/日	235円/日
死亡日以前4日以上30日以下	156円/日	313円/日	470円/日
死亡日の前日及び前々日	850円/日	1,700円/日	2,550円/日
死亡日	1,722円/日	3,444円/日	5,166円/日

※ 再入所時栄養連携加算	218円/回	436円/回	654円/回
※ 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	43円/月	87円/月	130円/月
※ 安全対策体制加算	21円/回	43円/回	65円/回
※ 退所時情報提供加算	272円/回	545円/回	817円/回
※ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10円/月	21円/月	32円/月
※ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5円/月	10円/月	16円/月
※ 退所時栄養情報連携加算	76円/回	152円/回	228円/回
※ 介護職員等処遇改善加算	当月所定単位の14%相当額(令和6年6月1日より)		
※ 新興感染症等施設療養費	261円/日	523円/日	784円/日
※ 協力医療機関連携加算	54円/月	109円/月	163円/月

(2) 基本料金に係る減額制度(特定入所者介護サービス費)

(1)の「基本料金」については、ご利用者から保険者に所定の申請を行った上で「介護保険負担限度額認定証」を交付された利用者は、下表の通りに料金額を減額してご請求させていただきます。ちなみに減額分は、介護保険給付として取り扱われます。

負担区分	居室区分	「負担限度額」と減額対象分(1日ごとの料金)			
		居住費 負担限度額	居住費 減額分(保険給付)	食費 負担限度額	食費 減額分(保険給付)
第1段階	個室	380	851	300	1,145
	多床室	0	915		
第2段階	個室	480	751	390	1055
	多床室	430	485		
第3段階①	個室	880	351	650	795
	多床室	430	485		
第3段階②	個室	880	351	1,360	85
	多床室	430	485		
第4段階	個室	1,231	0	1,565	0
	多床室	915	0		

※上記特定入所者介護サービス費表は令和6年8月1日以降の表となります

- ※1 第1段階・・・住民税世帯非課税の方で、老齢福祉年金受給者又は生活保護受給の方。
 第2段階・・・住民税世帯非課税の方で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方等。
 第3段階①・・・住民税世帯非課税の方で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方。
 第3段階②・・・住民税世帯非課税の方で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方。
 第4段階・・・上記以外の方(ご本人又は世帯員が住民税課税者)。

※2 負担限度額区分(第1～4段階)は、当施設では判別ができません。保険者(市町村)にご相談ください。

(3) その他の料金

- ①外出時等の飲食代金等は自己負担となります。
- ②買い物時の購入代金等は自己負担となります。
- ③理美容代金については、料金は別途料金表(別紙1)による、実際に要したご利用額を負担していただく事となります。
- ④クラブ等の参加材料費は実費相当分がかかります。
- ⑤旅行や遠方への付き添いには実費相当分がかかります。
- ⑥行政手続き等の代行には、経費として実費相当分の料金がかかります。
- ⑦シャンプー・石鹸・タオル・髭剃り・ティッシュ等の、日常生活用品(個人用)を購入する為の費用は、実費相当額を請求いたします。
- ⑧「貴重品管理サービス契約書」に基づく、通帳・印鑑・年金証書等及び預かり金の管理には1日あたり50円の料金がかかります(該当する方のみ)。
- ⑨サービス提供記録の複写物には、1枚につき10円の料金がかかります。
- ⑩入院及び外泊時居住費の請求代金
入所期間中に、入院又は自宅に外泊した期間の取扱いについては、介護保険法(給付の扱い)に則った料金、一律該当居住費/日を請求させていただきますのでご了承下さい(特に外泊時においても居住費は頂戴いたしますのでご留意下さい)。
- ⑪写真代金
施設内で撮影した写真の購入を希望される場合は、1枚につき35円の料金がかかります。

(4) 基本料金の減免措置

自己負担に関する減免措置等についてのお問い合わせは、個別に異なりますので詳細は住民登録地の区市町村の窓口でお尋ねください。

(5) 支払方法

月末の翌月15日までに請求書を送付致しますので、同月の末日までに支払い下さい。
お支払方法は、口座振替の方法にてお願い致します。

5. 入退所の手続き

(1) 入所手続き

- ① 要介護3以上の認定を受け、暴力行為・重度異食・重度精神疾患・点滴・中心静脈栄養・透析・酸素療法・レスピレーター・気管切開・鼻腔経管栄養・インシュリン注射・コンドームカテーテル・留置カテーテル・その他常時の吸引等の医療行為を必要としない方で、入所を希望する方は電話等でご連絡ください。
- ② 入所が決定した場合は契約を締結しますが、契約の有効期間は要介護認定の期間と同じです。但し、入所要件が満たされていれば自動的に更新します。
※詳細は、担当者(生活相談員等)にお尋ねください。

- ・喫煙 施設内での喫煙はお断り致します。
- ・火気の取り扱い 火気の施設内への持ち込みは原則として禁止します。
- ・備えている設備 利用者又は家族関係者の方が、当施設の設備・備品を使用される時は必ず職員の許可を得て、その指示に従ったうえでご使用下さい。
- ・宗教活動 他の利用者に対し迷惑を及ぼすような活動は禁止とします。
- ・金銭・貴重品 原則、お持ち込みは禁止と致します。但し、利用者の心身状態を踏まえた上で、施設内の生活において必要と思われる(社会通念上、妥当と考えられる)範囲の金銭管理は利用者本人に委ねますが、紛失等の事由が発生した場合において、施設はその責任を一切負いません。貴重品等をお持ちの方は、身元引受人による管理または施設の貴重品管理サービスの契約をお願いします。
- ・飲食物 利用者への差し入れ等を行う際は、必ず職員までご報告下さい。又、他利用者への差し入れは、事故予防の点から禁止とさせていただきます。
- ・その他 施設内へのペットの持ち込みは禁止します。

7. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等の必要な処置を講ずるほか、家族の方に速やかに連絡いたします。

8. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 消防計画に基づく
- ・ 防災設備 スプリンクラー・消火器・消火栓・非常階段・非常警報機
非常放送設備
- ・ 防災訓練 年2回(春・秋に実施)
- ・ 防災責任者 施設長 高橋 大

9. サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 生活相談員 電話 03-3984-7477

② その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

a) 豊島区介護保険課 相談担当係

電話 03-3981-1318

b) 東京都国民健康保健団体連合会

電話 03-5326-0878 (相談指導課)

10. 協力医療機関

当施設は、利用者に入院治療が必要になった時の備えとして、近隣の病・医院に承諾を得て協力医療機関を定めています。

協力医療機関名	診療科目
長 汐 病 院	内・循環・呼吸・外・整・胃腸・皮・泌尿 眼・耳鼻咽喉・脳神経外・リハビリ

11. 当法人・施設の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 清 栄 会
 代表者役職・氏名 理事長 渡 邊 隆 文
 本部所在地・電話番号 茨城県神栖市土合本町2丁目9809-128
 0479-48-5001

定款の目的に定めた事業

(1)第1種社会福祉事業

- 1 軽費老人ホーム(ケアハウス)シャロンの設置経営
- 2 特別養護老人ホームきたうらの設置経営
- 3 軽費老人ホーム(ケアハウス)きたうらの設置経営
- 4 特別養護老人ホームみほの設置経営
- 5 特別養護老人ホームシオンとしまの設置経営
- 6 特別養護老人ホームシオン銚子の設置経営

(2)第2種社会福祉事業

- 1 老人介護支援センター事業(きたうら在宅介護支援センター)
- 2 老人デイサービス事業(きたうらデイサービスセンター)
- 3 老人短期入所生活事業(きたうら)
- 4 老人デイサービス事業(みほデイサービスセンター)
- 5 老人短期入所生活事業(みほ)
- 6 老人短期入所生活事業(シオンとしま)

施設・拠点等

特別養護老人ホーム	4ヶ所
短期入所生活介護	3ヶ所
通所介護	2ヶ所
居宅介護支援事業者	2ヶ所
在宅介護支援センター	1ヶ所

----- 契約をする場合は以下の確認をすること -----

令和 年 月 日

介護老人福祉施設シオンとしま 入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

事業者

所在地 東京都豊島区池袋1丁目4-11

名称 特別養護老人ホームシオンとしま 印

説明者 所属

氏名 印

私は契約書および本書面により、事業者から当該事業者(施設)についての重要事項の説明を受けました

利用者 住所

氏名 印

身元引受人 住所

氏名 印